

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から平成29年12月8日付橋総第535号をもって追加議案2件が、総務委員会委員長井上君から平成29年12月8日付をもって議案1件が、経済建設委員会委員長 森下君から平成29年12月11日付をもって議案3件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において6番 小林君、17番 井上君の2名を指名いたします。

日程第2 議案第9号 橋本市水道事業審議会条例について から、日程第6 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について までの5件

○議長（岡 弘悟君）日程第2 議案第9号 橋本市水道事業審議会条例について から、日程第6 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について までの5件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月7日の本議会において、本委員会に付託された議案第9号 橋本市水道事業審議会条例について、議案第10号 橋本市農業委員会の委員及び橋本市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第9号は、本市の水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、難しいかじ取りが求められており、水道事業の適切な運営について審議するため、附属機関として橋本市水道事業審議会を設置するものである。

委員から、委員の選定方法について ただしがあり、第3条第2項第1号、学識経験者については、公営企業会計や水道事業経営の専門家に委嘱する。同第2号、市民委員については、公募を行い、論文または面接、あるいはその両方により選考する。同第3号、関係機関及び団体職員委員については、区長理事会、商工団体、女性団体から推薦をいただく。同第4号、その他市長が必要と認める者については、その他審議会の進行上で参加いただきたい方がいる場合を想定して規定している との答弁がありました。

議案第10号は、平成28年4月に農業委員会法が改正されたことに伴い、農業委員の選出方法が公選制から地域推薦または公募となり、公職選挙法に基づく方法から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更になったことから、その委員の定数を定めるものであり、あわせて新設される農地利用最適化推進委員の委員定数と報酬を定めるものである。

委員から、農業委員の応募者と推進委員の選考方法について ただしがあり、それぞれ評価委員会を新設し、基準を定めて選考する。なお、農業委員の応募者の評価委員会については、副市長、経済推進部長、農林振興課長、その他市長が認める者で構成する。推進委員の評価委員については、現行の農業委員会会長の職務代行者を委員長とし、会長の推薦を受けた現行の農業委員により構成する との答弁がありました。

議案第13号は、橋本林間田園都市駅前輪場について、指定管理期間が30年3月末で満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である公益社団法人橋本市シルバー人材センターの1法人のみ申請があった。指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、30年4月から31年3月までの1年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、指定管理者期間を1年間とした理由について ただしがあり、今までは3年間としていたが、30年以降において、従事職員の雇用方法や管理体制の強化など、運営の見直しを考えており、単年度の指定期間とした との答弁がありました。

駐輪場の利用状況について ただしがあり、以前は900台以上の駐輪スペースがあったが、年々利用率が低下したため、27年6月末に旧館を閉鎖し、新館のみで運営している。新館については、収容スペースが224台、一時預か

りが45台あり、利用率が28年度実績で約76.6%である。なお、旧館については、回収した放置自転車の保管場所として活用できないか検討している との答弁がありました。

議案第14号は、橋本市地場産業振興センターについて、指定管理期間が30年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である高野口町商工会の1法人のみ申請があった。本法人について指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、30年4月から33年3月までの3年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、収支計画書において、会議室の貸し出しなどによる利用料金収入が2万円と、過去の実績に比べ低く設定されているのはなぜか とのただしがあり、選定委員会において同様の質疑をしたが、事業者からは見込みの段階で過大な予算計上をしたくないため低く見積もっている。ただし、実際には、予算以上の収入をめざすとの回答があった との答弁がありました。

指定管理者を公募した理由について ただしがあり、従来は公募によらず指定管理者を選定していたが、今回初めて公募した。当センターの最も重要な設置目的は、地場産品を多く売り上げることと、広く知らしめることであり、これは民間事業者でも可能である。意欲ある民間事業者に参入していただき、また、競争が起こることで、現在の指定管理者もさらに努力していただけることを期待して公募した との答弁がありました。

選定委員会の委員構成について ただしがあり、副市長、理事、3人の部長、税理士である との答弁がありました。

選定基準が60点以上で合格であるが、選定委員会の審査結果が61.25点と低かったことについて ただしがあり、物販やPRにもつ

と積極的に取り組んでほしいという選定委員会委員の思いが点数に現れた結果だと思われるとの答弁がありました。

議案第15号は、やどり温泉いやしの湯について、指定管理期間が平成30年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者であるSCRUMきのくに株式会社の1法人のみ申請があった。指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、30年4月から33年3月までの3年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、指定管理料が350万円から400万円に、50万円増額している理由についてただしがあり、当該施設は、県立自然公園内に立地しており、風光明媚な景勝地がセールスポイントであるが、アクセス面の悪さから従業員の確保が難しく、人件費を増額することで課題解消を図る考えであること、及び、施設修繕においてはリスク分担として、20万円未満は指定管理者が修繕することとしているが、建築後6年が経過しており、経年劣化による修繕箇所が多く発生していることを考慮し増額しているとの答弁がありました。

インバウンド誘客に向け、交通アクセスに係る課題を解決すべきと考えるがいかがかとのただしがあり、現在、事前予約があった場合に、橋本駅など最寄り駅まで自家用ワンボックスカーによる送迎を行っている。今後も、二次交通について多方面から検討していきたいとの答弁がありました。

光熱水費の支出負担が大きいのが、いわゆる電力自由化に伴い、既存電力から新電力に乗りかえ負担軽減を図るべきではないかとのただしがあり、現指定管理者は新電力事業者との比較検討を行う中で、関西電力との特約を予定しており、約15%、約100万円の削減を見込んでいる。今後も、他の新電力事業者と

の比較検討を行い、経費節減に努めるよう助言するとの答弁がありました。

以上、報告といたします。議員各位のご賛同をどうかよろしく申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市水道事業審議会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市農業委員会の委員及び橋本市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（岡 弘悟君）日程第7 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第16号は、橋本市民会館の指定管理者として、現在の指定管理者である公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を、平成30年4月から33年3月までの3年間、引き続き指定するものである。

委員から、当該公益法人から提出された事業計画書において、会館の人員体制で施設及び事業企画職員がいるにもかかわらず、自主事業計画書の収支計画に、舞台操作員外注費が計上されている理由について ただしがあり、操作する舞台装置の数が多くなる場合があり、会館職員の人員のみで対応できないた

めであるとの答弁がありました。

以上、報告といたします。皆様のご賛同
よろしくお願いたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に
対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 公の施設の指定管
理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

日程第8 議案第12号 公の施設の指定管
理者の指定について と、日程第9 議案
第17号 公の施設の指定管理者の指定につ
いて

○議長（岡 弘悟君）日程第8 議案第12号
公の施設の指定管理者の指定について と、
日程第9 議案第17号 公の施設の指定管理
者の指定について の2件を一括議題といた
します。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）委員長報告をさせてい
ただきます。

去る12月7日の本会議において、本委員会
に付託された議案第12号 公の施設の指定管
理者の指定について、議案第17号 公の施設
の指定管理者の指定について を審査するた
め、12月12日に委員会を開催し、慎重審査の
結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決
すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告いたします。

議案第12号は、橋本市立三石保育園の指定
管理者として、現在の指定管理者である社会
福祉法人萬年青友の会を、平成30年4月か
ら35年3月までの5年間、引き続き指定する
ものである。

委員から、29年度において、ゼロ歳児から
2歳児保育までの各定員に対し園児数が超過
しているが問題ないか とのただしがあり、
保育室については十分な面積を確保しており、
可能な範囲内で園児を受け入れている。保育
士についても配置基準上、必要な人員を確保
している との答弁がありました。

保護者アンケートの結果について、給食や
おやつなどのメニューの満足度は高評価であ
るが、25年度と比較して若干下がっているが
情報はるか とのただしがあり、問題ない
と捉えているが、保護者の主観もあるかと考
えている との答弁がありました。

同じくアンケートの質問項目、「園の保育に
ついてあなたの意見や意向を伝えることがで
きますか」「日常的な情報交換に加え、別の機
会を設けて相談に応じていますか」に対する
評価が、他の項目に比べると低いことにつ
いてどう考えているか とのただしがあり、こ
の質問項目は、他の公設民営のこども園にお
いても同様に評価が厳しい。この種の質問に
ついては評価が厳しく出る傾向があるのでは
と感じている。しかし、その中でも本園の評
価は比較的高いものとなっている との答弁
がありました。

開園当初、子どもたちの声や騒音問題や高さのある遊具について近隣住民からの苦情があったと聞いているが、その後の経過と対応について ただしがあり、防音も兼ねて樹木を植栽した。ここ数年間、苦情はない との答弁がありました。

園は、勾配のあるカーブした道に面しており、送迎車両と一般通行車両による接触事故の危険性への対応について ただしがあり、法人独自で警備員を配置し、入り口と出口を別にし、車両の流れを一方向にした。直近の3年で事故等は発生していない との答弁がありました。

他の園と比べ良い点と劣っている点についてどう捉えているか とのただしがあり、特色としては、3歳児から5歳児までが一緒に過ごすことで、年長者から年少者への思いやりと年少者から年長者に対する憧れといった、心の発達を狙いとした異年齢保育を行っていること、及び楽器を使用せず指導する童歌を取り入れていることが挙げられる。劣っているということではないが、楽器を使用しないことについては当初は意見もあったが、童歌による保育について保護者の受けとめは良いほうに向いている。3歳児から5歳児までの異年齢保育への保護者の認識も高まっている。しかし、市としては、楽器を使わないこと等に対する説明を入園の際にしっかりと行い、理解を得られる働きかけを継続していくよう指導している との答弁がありました。

議案第17号は、橋本市産業文化会館及び橋本市温水プールの指定管理者として、現在の指定管理者である公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を、30年4月から33年3月までの3年間、引き続き指定するものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。以上、報告といたします。議員各位のご賛

同よろしくお願いを申し上げます。

○議長(岡 弘悟君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。